

大泉学園緑小学校父母会会則

第 1 章 名 称

第 1 条

本会は、練馬区立大泉学園緑小学校父母会と称し事務所を同校におく。

第 2 章 目 的

第 2 条

本会は、練馬区立大泉学園緑小学校父母会の父母が学校と相互に協力して教育への正しい理解を深め、よりよい教育環境をつくると共に、学校と父母相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針

第 3 条

本会は、前条を本旨とする民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. 父母の立場から、学区域および学校教育環境の整備改善に努力する。
2. 地域や家庭における児童の生活にかかわる情報を収集して解決策について協議し、適切な処置をとる。
3. 学校・学年・学級の方針や諸行事等の意図を各父母や地域に正しく浸透させる。
4. 児童の教育ならびに、福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
5. 特定の政党や宗教にかたよることなく営利を目的とするような行為は行わない。
6. 学校の人事・管理・運営・その他に対して干渉しない。
7. 他のいかなる支配・統制・干渉をも受けない。

第 4 章 会 員

第 4 条

本会の会員は、練馬区立大泉学園緑小学校に在籍する児童の父母、または、これに代わるものとする。

第 5 章 役 員

第 5 条

1. 本会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 庶務 2名

2. 役員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。
3. 役員は父母学級委員を兼ねることができない。
4. (1) 会長に事故がある場合は第7条2に従う。
(2) 会長以外の役員に事故がある場合は父母定例委員会に図りその決定に従う。

第 6 条 役員の選出および承認

1. 役員は、役員・会計監査候補者選考委員会（以下選考委員会という）で指名され本人の同意を得て年度末総会で承認される。
2. 選考委員会は、総会の 1 週間前までに全会員に候補者名を知らせなければならぬ。

第 7 条 役員の任務

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。総会および各委員会を必要に応じて招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があった場合は、その職務を代行する。
3. 書記は、総会および父母委員会等の議事ならびに本会の活動を記録する。
4. 会計は、本会会計に関する一切の事務・管理を行う。
5. 庶務は父母会全体の円滑な活動環境を整える。

第 6 章 会 計

第 8 条 本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。会費は総会において決定される。

第 9 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条 父母会より卒業記念として贈呈している品に対し、本会に未入会の児童には、実費を負担していただくこととする。

第 7 章 会計監査

第 13 条 本会の経理を監査するために、2 名の会計監査をおく。任期は 1 カ年とする。

第 14 条 会計監査の選出および承認

1. 会計監査は、選考委員会により指名され、本人の同意を得て年度末総会で承認される。
2. 選考委員会は総会 1 週間前までに全会員に候補者名を知らせなければならぬ。

第 8 章 総 会

第 15 条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高の決議機関である。

第16条 総会は、年度始総会（5月）・年度末総会（3月）および臨時総会とする。臨時総会は、各委員会の要求により、代表委員会が必要と認めたとき、および全会員の5分の1以上の要求があったとき開くものとする。

第17条 総会では次のことを行う。

1. 会務の報告
2. 会計監査および決算報告の承認
3. 新役員および会計監査の承認
4. 新年度の計画および予算審議
5. その他の重要事項の議決

第18条 総会の成立

総会は、全会員の過半数の出席がなければ、その議事を審議し議決することはできない。ただし、委任状は出席と認める。

第19条 総会の議決

総会の議決は、出席者の過半数の同意を得て決める。

第9章 父母委員会

第20条 父母委員会（定例委員会）

1. 定例委員会は役員・父母学級委員により構成され、原則として年2回開かれる。
2. 父母学級委員は、各学年6名選出される。
3. 委員の任期は1ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。
4. 委員に欠員を生じ補充された場合は、その委員の任期は、前任者の残留期間とする。

第21条 父母代表委員会（代表委員会）

1. 父母代表委員会（代表委員会）は、役員、学年代表委員により構成され、必要に応じて隨時開かれる。
2. 学年代表委員は、各学年の父母学級委員の中から1名ずつ（計6名）互選により選出される。

第22条 父母学級委員の任務

- 1.学校・学年・学級の連絡調整を図り、父母の意向を委員会に反映させる。
- 2.学校教育に対する父母の意見・要望を話し合う機会をつくり、よりよい教育活動が進められるように働きかける。
- 3.父母相互の教養ならびに親睦を図る。

第10章 校外活動

第23条 校外委員会の構成

1. 校外委員会は、役員、父母学級委員がその任にあたる。
2. 代表校外委員会は、各学年父母学級委員の中から 1 名（計 6 名）互選により選出される。
3. 正・副校外委員長は、代表校外委員の中から互選により選出される。

第 24 条 父母校外委員会（校外委員会）

1. 校外委員会は、役員、父母学級委員により構成され、隨時開かれる。
2. 委員の任期は 1 カ年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 委員に欠員を生じ補充された場合は、その委員の任期は、前任者の残留期間とする。

第 11 章 役員・会計監査候補者選考委員会

第 25 条 選考委員会の構成

1. 選考委員会は、父母学級委員がその任にあたる。
2. 代表選考委員会は、各学年父母学級委員の中から 1 名（計 6 名）互選により選出される。
3. 正・副選考委員長は、代表選考委員の中から互選により選出される。

第 12 章 特別委員会

第 26 条 特別委員会は、父母代表委員会が必要と認めた時に設けられ、任務が終了する時は解散する。

第 27 条 この委員会は、いかなる活動計画についても父母委員会に図らなければならない。

第 28 条 特別委員会の構成・その他は、父母代表委員会で協議のうえ決定される。

第 13 章 顧問

第 29 条 学校長・副校長は、顧問としてどの会合にも出席することができる。

第 14 章 会則の改正

第 30 条 会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。 ただし、改正案の提出については、総会 1 週間前までに、その内容を全会員に通知しておかなければならぬ。

第 15 章 慶弔規定

第31条 慶弔規定についての内規は別に定める。

附 則

1998年 4月 1日改正
2001年 4月 1日改正
2004年 3月 10日改正
2007年 3月 15日改正
2009年 4月 1日改正
2013年 3月 6日改正
2016年 3月 2日改正
2016年 10月 12日改正
2022年 4月 1日改正
2023年 4月 1日改正